

2021年1月15日

西南学院大学法科大学院
教員、院生、研修生 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部長 G.W.パークレー
法科大学院長 宮崎 幹朗

緊急事態宣言に対する法科大学院の対応について

1月13日に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、法科大学院の対応は以下の通りです。

■授業実施について

1月19日まで、オンライン等による対面授業代替措置で授業を継続します。

■後期定期試験について

本学で対面試験を実施します。期間は1月21日～27日（予備日28日、29日）です。

受験にあたり、感染症拡大防止対策（検温、手洗い・うがいの励行、マスク着用、換気）の徹底にご協力ください。

■施設の利用

大学施設は、感染拡大警戒レベルⅣに変更したため、1月14日から、原則、利用停止です。

*なお、図書館、言語教育センター、就職活動のための施設利用は可能です。

法科大学院は、1月20日から、原則、利用停止です。そのため、自習室、教室、ラウンジ等の使用はできません。勉強会はオンライン等による実施に変更してください。ただし、学修環境の確保のため、法科大学院生、研修生のみ図書館分館（キャレル）を20時まで利用可能とします。

なお、法務省から交付される司法試験の出願願書の窓口配付は1月22日～2月19日（出願期限2月19日）です。

■法科大学院事務室の利用

事務室は最小限の事務機能を維持するため、変則勤務となります。火急の要件以外は、原則、メール（ls-jimu@seinan-gu.ac.jp）にてご連絡ください。

対応に時間がかかる場合がありますこと、予めご了承ください。

学生、教職員の安全や健康に留意し、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行動指針の変更や利用状況、時期を見ながら、引き続き、入館制限の強化又は、段階的な利用再開を検討いたします。

以 上